



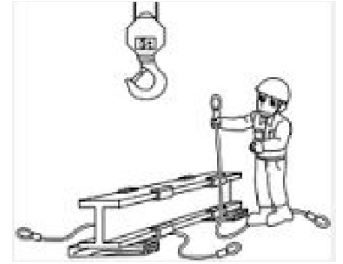
玉掛けの業務に係る特別教育の開催について

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第19号およびクレーン則第222条の規定により、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、特別教育を終了した者ではなくてはなりません。また、平成12年には、「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」(基発第96号)が公表され災害防止を図るため周知を求められています。

つきましては、標記特別教育を下記の通り開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。学科及び実技教育修了者には特別教育修了証を交付いたします。

(注) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務は、登録教習機関の行なう技能講習を別途受講し、合格することが必要です。

記



- 1. 日 時 令和3年11月16日(火) 9:15~16:45
- 2. 場 所 青色会館 4F 会議室 (小田原市本町2-3-24)
- 3. 講習内容
 - 1) クレーン等に関する知識
 - 2) 力学に関する知識
 - 3) 玉掛けの方法
 - 4) 関係法令 (当日は学科教育のみ)

※ 学科教育の最後に理解度確認テストを行いますので、筆記用具を必ずご持参下さい。
 ※ 実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は今までに修了証を取得された方)し、
 実技修了証明書を令和3年12月16日(木)までに提出して頂きます。
 (事務所に持参されるか、または郵送の場合は切手を貼った返信用封筒を同封)
 詳細は学科教育当日に説明いたします。

- 4. 受講資格 満18才以上
- 5. 会 費
 - 会 員 : 7,075円 (税込、テキスト代1,705円、弁当代800円含む)
 - 一般(非会員) : 10,075円 (税込、テキスト代1,705円、弁当代800円含む)

※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。

- 6. 定 員 30名(定員になり次第締め切ります)
- 7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ
FAXにて11月5日(金)迄にお申込み下さい。
 (公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局

FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。
 ※ 申込み後の取り消しは、テキストの発注の関係で**11月10日(水)まで**にお願いいたします。
 それ以降は、準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

玉掛けの業務に係る特別教育申込書 (11月16日)

事業場名 _____ 会員NO. _____ 住所 〒 _____

担当者 _____ TEL _____ FAX _____

※	氏 名	西暦 年月日	※	氏 名	西暦 年月日
	フリガナ 氏名			フリガナ 氏名	
	フリガナ 氏名			フリガナ 氏名	

会費支払銀行振込 : _____月 _____日 振込予定 (振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)

振り込み銀行 : 横浜銀行 小田原支店 普通 0056462

名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部